

「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準(案)」に対する県民意見の募集結果

意見者No.	意見No.	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
1	1	<p>県北部でも、高等学校通信教育のニーズは高くなっており、特に県境に近い私立高等学校においては、既存の全日制課程にすでに他の都道府県からの入学生が一定数いることから、[4]通信制教育を行う区域に関する「1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。」「2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、…」は柔軟に適応してもらいたい。</p>	<p>県内においても通信制課程へのニーズは確実に高まっていることから、柔軟に適応していきます。</p>
1	2	<p>[3]規模に関する「1 実施校の収容定員は、…」の中にある「生徒数の将来見込み」については、この数年の出生数が急激に減少していることから、5年先程度の見込みを踏まえた定員数を認可基準としてもらいたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、適切な将来見込みを踏まえるよう取り組んでいきます。</p>
2	3	<p>狭域通信制高校は県内に校地・校舎があり、スクーリング等の利便性が高く、地域に根差した私立高校が通信制課程を設置することに期待感があります。</p>	<p>県内ニーズを踏まえながら、本認可基準を適切に運用していきます。</p>
3	4	<p>多様で柔軟な教育を行う私立通信制高校が設置されることは独自のサポートが期待され、生徒の進路に選択肢が増えるので良いことだと思います。</p>	<p>県内ニーズを踏まえながら、本認可基準を適切に運用していきます。</p>